

平成 23 年 11 月 10 日

税関係協議結果

民主党 税制調査会長
自由民主党 税制調査会長
公明党 税制調査会長

○ たばこ税の取扱い

- ・盛り込まない
- ・所得税付加税：25 年（平成 25 年 1 月～平成 49 年 12 月）、2.1%

○ 個人住民税均等割の取扱い

（併せて、退職所得 10% 税額控除の取扱い）

- ・個人住民税均等割：10 年（平成 26 年 6 月～平成 36 年 5 月）、年 1,000 円
- ・退職所得 10% 税額控除廃止：平成 24 年 1 月 1 日施行
→ 平成 25 年 1 月 1 日施行

○ 23 年度改正事項の取扱い

- ・【国税】法人課税と納税環境整備以外の項目は今改正から削除
- ・【地方税】退職所得 10% 税額控除廃止、法人課税（たばこ税の都道府県・市町村間調整を含む）と納税環境整備以外の項目は今改正から削除

- 23 年度改正事項のうち積み残し分については、平成 24 年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党でそれぞれ努力する。